

令和元年度第2回青梅市障害者地域自立支援協議会会議録

開催日時 令和元年9月30日（月）午後2時00分～午後4時00分
場 所 青梅市役所2階202・203会議室
出席委員 吉川会長、石井委員、葛西委員、朝長委員、古久保委員、大沼委員、加藤委員、白井委員、永谷委員、滝瀬委員、泉委員、及川委員、山崎（二）委員、遠藤委員
欠席委員 尾澤副会長、山崎（克）委員、渡邊委員、恩田委員、大栗委員
傍聴者 0名

- 議 事
- 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 協議事項
 - (1) 第5期障害者計画素案について
 - (2) ヘルプカードの更新について
 - (3) その他
 - 4 報告事項
 - (1) 東京都障害者自立支援協議会出席報告
 - (2) 市内における虐待通報等の状況および対応について
 - (3) 専門部会からの報告
 - ・日中活動・就労支援部会
 - ・相談支援部会
 - ・権利擁護・差別解消部会

資料一覧 計画の体系の見直し案（資料1）
青梅市障害者計画素案
令和元年度地域自立支援協議会交流会（資料3）
青梅市障害者計画検討委員会委員名簿（資料2－3）
市内における虐待通報等の状況および対応について（資料4）

(1) 第5期障害者計画素案について

資料について説明

(主な質疑、意見等)

- ・P12について、全国的な傾向を比べると、青梅市は知的の1度の人数が極端に少ない。この背景にはどんなことがあるのか。割合的

に軽度、4度の人が多い。

- 軽度の人が多いということは、就労に向けた支援に力を入れていけないといけない。重度の人が少ないからといって重度の人に対する支援がゼロであってよいということにはならない。
- 重度重複の場合、身体障害者手帳で1級を持っていると、愛の手帳は取らなくてもいいと昔は言われていた。18歳を越える頃になって、事情が変わり、20歳頃に愛の手帳を取った。若いお母さんの中では、身体障害者手帳があればと思っている人も多いので、両方必要であると周知していかなければならない。
- 相談支援の中で、手帳の取得について、意識的な面でも周知していかなければならない。
- 精神障害だけでなく、知的障害者の方も、肩書きではなく人が大切。役所に人が育たないのは、入れ替わりがあるから。そこをどうしていくかが、まさに相談支援体制の充実において大切である。異動は仕方ないが、あらかじめ異動があるものと分かってもらうなど考えていかなければならない。人が変わっても同じ支援が受けられますと、説明が必要である。
- 切れ目のない支援体制と言われていてP37にレスパイトの環境を整えるとか、施設の充実を図る、基幹相談支援センターの設置について検討するとあるが、いつまでというような期間の設定はないのか。
- 30年3月に作成した第5期障害福祉計画において整備目標を記載しており、国でも、32年度末までに整備するとしている。
(事務局) レスパイトの環境整備については、何年度と決めたものはない。障害福祉計画でも年度を明記していない。これは3か年の計画で30年度から32年度の計画期間で、32年度末にあるべき姿を目標としている。今回の障害者計画は令和2年度から5年度までの計画なので、すでに初年度で整備されているべきであるが、計画の中では年度を設定していない。
- 色々な自立支援協議会に参加しているが、どうしてもこういう文章になってくと思う。国の施策の中で基幹相談支援センターもそうであると思うが、市として大きな目玉として、これだけはなんとか作り上げようというものがあれば、より具体的に、いつまでという記載があると良いと思う。
- P36 障害者差別の解消とアクセシビリティの向上とあるが、定着

した言葉ではないので、注釈をつけた方が良いのでは。

(事務局) 現計画でも必要なものに注釈を載せているので、今回も加えていきたい。

- ・ P 30 主要な課題ということで、調査結果が出ているが、近所付き合いと防災の調査結果が載っていない。これを課題とするなら、調査結果を本文に載せるべきではないか。地域とのつながりのない人が 5 割、付き合いたい人が 1 割ならば、その障害種別はどうなっているのか気になる。アプローチが変わってくる。障害を隠したいから付き合いをしないという場合と、道路が悪いから出ていけないというのは、全く違う。そこをしっかりと考えないと、共に支え合っていくことが必要ですという文言が、絵に描いた餅になってしまう。快適なまちづくりの推進のところも同様で、避難行動要支援者名簿の同意が 1 割の障害種別が分かると、どういうアプローチが必要か見えてくる。本文にもう少し詳しい情報を載せた方が良い。

(事務局) 10 月 2 日開催の障害者計画検討委員会では、自立支援協議会でいただいた意見を参考にして修正した素案について検討いただく。

(2) ヘルプカードの更新について

現在青梅市で配布しているヘルプカードについて、ヘルプマークを入れた 2 種のヘルプカードは、必要な支援のシールを貼るなどしてストラップで首から下げるタイプである。平成 25 年度に 8 千部作成した。市民全体への認知を上げるためにも今後も工夫していかなければならないが、協議会の意見をいただきたい。

(主な意見、質疑等)

- ・ 増刷するので、今までと変えた方が良いことがあれば教えて欲しいということである。ここに書いてある内容とかそもそもストラップ型で良いのかなど。
- ・ 健常者がこれをつけて、座席に座ってしまうとか、悪用されることはないのか。
- ・ 個人情報載せるので、悪用されないかなどの意見もある。
- ・ 優先席に座るようなことは許容範囲。一番困るのは、落として個人情報悪用されることである。
- ・ 震災時の連絡方法などが載せられていると良いと思うが、基本的なところは押さえられているかと思う。

- ・サポートセンターの利用者さんに伺うと、首掛けはいいが、スタッフが中身を確認してほしいと言われた時に、しっかりしていて硬くて開けにくい。麻痺がある方などには開けにくい。中をお読みくださいとか、困っているときは見てくださいというように、表面に書いてあれば良いと思う。個人情報が無いので落とした時に安心という声がある。ヘルプマークを玉川上水までもらいに行くのは大変。青梅市でマークも考えていただけると良い。
- ・都バスの青梅車庫でも配布している。在庫を確認してから来てくださいとのことであった。東京都で配布している。
- ・ヘルプカードは東京都が発案して、全国統一のマークとなっている。青梅市は都バスが走っているの、都バスの車庫、基本的には多摩都市モノレールの駅、地下鉄の定期券発見場で配布している。
- ・あまり色々形を変えてしまうと、同じ物と思ってもらえない。
- ・意思表示されやすい物にしていければと考える。
- ・表面に、中を見てくださいと書いておくのはとても重要だと思う。これを見してくれる人は漢字が読める前提であるが、立川くらいまで行くと外国人の方も多いので、ふりがながあってもよいのでは。
- ・シール形式にしたのは、色々な人が一律にはできないということでシールを貼るように作った物だった。
- ・災害時は、薬情報が重要。
- ・絵柄の丸は、当時、自立支援協議会でお助けマンを養成していた。養成が、自立支援協議会から社会福祉協議会に移っているが、今は止まっていて、サポーターは増えていない。いったん別のものにしても良いのでは。
- ・障害者団体の意見も聞いた方が良いのでは。
- ・実際使っている人が使いやすいかどうかきいてみたい。
- ・精神の人はあまり持たないか。身体の方は使う。知的はどうか。
- ・トラブルに巻き込まれた時に、ああ、こういう子だと分かってもらえるかも。
- ・私の施設でも、過去何回かこのカードを持っていて、とても助かったと聞いた。駅まで動けなくなった時に、このカードを指し示し、出してもらって、ああ、こうなんだねと分かってもらえた。ここ数年で何例かある。持っていることでトラブルがあったとか、問題があったという話は全くない。持っていることで騙された、という事例があったら教えていただきたい。

(事務局) 市役所の窓口では悪用されたという情報は入っていない。散歩の途中で倒れて、これのおかげで連絡がついたという話は伺った。

(事務局) 今のところ、悪用事例は聞いたことはない。

(事務局) 基本的に青梅はガラリと違うものに変えるということではなく、このような情報が載せられるカードの形で新たに作成していくということで、3部会で協力し作っていききたい。

4 報告事項

(1) 東京都障害者自立支援協議会出席報告

9月2日開催の「令和元年度地域自立支援協議会交流会」について報告。来年度も同時期に開催されるようなので、委員の皆様に参加をいただくよう調整をさせていただきたくたい。

(主な意見、質疑等)

- ・どんなことが青梅市にとって参考になったか。

(事務局) 他市では、これから当事者部会を作りたい、参考に話を聞きたい、などの話題があった。青梅市では、部会にそれぞれ当事者方が入られていて活発な御意見を頂いていると伝えた。当事者の方が参加していないところがあった。

当事者委員がいないところがあり、どうやって推薦してもらうのかということが話題になった。青梅市は三障害の方が入っているので、取り組みが出来ていると思った。

- ・次第のところに、何を協議してほしいかを箇条書きでも書いて出してもらえると、障害のある委員にも優しい議事次第になると思うので、協議内容と、ふりがなつきの次第をよろしく願いしたい。

(2) 市内における虐待通報等の状況および対応について

資料4について、6、7、8月の3か月の間にあった虐待通報について掲載した。6月が2件、7月が1件、8月が3件であった。この中で、他市からの情報で、施設に入所している方についての虐待の通報が3件ほどあった。現在、他市と一緒に施設への状況確認をしているところである。

(主な意見、質疑等)

- ・この月に多かったら、来年のこの月に何か対策をしないのか。8月は暑いからだとか、4月はイベントが多いから気にならないのか。

(事務局) 過去のことを通報される場合もあるので、通報の多い月に、虐待の事実が多いということにはならない。

- ・結果的にこの月が多いならば、集中して内部調査等できるとよいのでは。

- ・通報件数は分かるが、この通報のうち、どれが虐待認定されて、どれが認定されていなかったのかということと、認定されたものはどのように対応されたのか、を口頭報告だけではなく、資料に出してほしい。他市からの情報というのは、この5、6、7月のどれか。

(事務局) 6月が1件、7月が1件、8月が1件である。

- ・報告は、通報が何件で、認定されたものが何件、継続して対応中が何件というようにわかるような報告書としていただきたい。

(3) 専門部会からの報告

- ・日中活動・就労支援部会

- ・企業見学会と放課後等デイサービス事業所連絡協議会の2つの柱で部会が動いている。この会議の後、部会を開催し、検討する。もう1点、昨年度から積み残しとして残っている医療的ケア児の協議の場については、本部会だけではなく、横断的に相談支援部会との連携をして、今後方向性を検討していきたい。

(主な意見、質疑等)

- ・企業見学会は非常に良い取組であると思う。以前の作品展示会のように、自立支援協議会から離れて、実行委員会形式のように、独立する動きはあるのか。

(事務局) どこが主体となっていくか。学校見学と合わせて実施しているのは一つの目玉であると思う。今後協議していければよいが、市町村を横断して行っているので、青梅市が一つの目玉として持っているというのもよいと思う。

- ・軽度知的障害者が多いところからも、広げるためのアイデアがもう一つあればと思う。放デイの方は、プレジョブなどを試行していくなどの話はあるのか。小さいうちから、お仕事体験などをして、将来の自分のイメージを少しずつ高めていくというのが出てきている。実際に取り組むには、丁寧な仕組みづくりが必要かと思う。

- ・相談支援部会

6月26日(水) ごちゃふわコンサートについて、事例検討

7月19日（金） モニタリング期間について、事例検討

8月16日（金） 情報共有、事例検討

・差別解消・権利擁護部会

アンケート結果を踏まえて、集計結果の中で、差別解消条例を青梅市としてどのようにしていくかという活動内容である。アンケートの中で、条例が必要であるという方が38%で、必要ないという方もいるが、必要ないという方の意見で、あってもなくても変わらないという御意見が出ていた。必要であるとの意見が3割強あるため、部会としては、アンケート結果を踏まえながら、東京都で条例が施行されているということで、それを大きく逸脱した条例にはできないということも話し合った。

差別解消法ができたことすら知らない人もいるので、青梅市の条例を制定することで多くの人に知ってもらう必要があるのではないか。また、条例はもう少し分かりやすい言葉がよいのではないか。青梅市ならではの部分をどのように盛り込んでいけばよいかという話が出た。合理的配慮が分かりにくい。分かりにくいものをどうやって条例の中で伝えていくのか。部会としての結論は、条例は作りますという方向でいきたいということになった。

ただし、本会の皆さんの意見を確認して進めていきたいということになった。条例を作る場合、マンガのストーリー仕立てで表記する、条例ができた後に、点字ブロックの上に物を置いてはいけないというような合理的配慮について、具体的な生活の中でできる配慮を学生や子供達にも分かるような冊子やガイドブックで青梅市らしい部分を作るのによいのではないかと話が出た。

（主な意見、質疑等）

- ・マンガというのは非常に良いが、著作権はどうなるのか。

（事務局）漫画家さんに書いてもらうのが一番目に入りやすいと思うが、著作権の問題などもあるので、手作りにという方向になるのでは。

- ・都の条例が国の法律を上回っているのは、合理的配慮を全ての事業者の義務としたというのが、非常に大きな特徴である。市町で条例を作る時には、都の条例を下回るものは作れない。都が義務だと言っているものを、市が努力義務だとは言えない。市が作るならば、都を上回ったものを作るべき。同じなら作らなくてよい。そのあた

りも含めて本気で作るなら都を上回るものを作らないと意味がない。最近では、立川市も明石市のものを参考に作っている。

(事務局) 経過としては、八王子市が先行して策定した。東京都はオリンピック、パラリンピックを見据えて策定した。9月に日野市が議会にかけた。東京都の傘下である青梅市が、絶対に作らなければならないというものではないが、市議会等の対応でも、今年度、作るか作らないかの結論を出すこととしている。自立支援協議会や、当事者等の意見を頂きながら、今年度は条例が必要か否かの結論を出していこうということである。結論が出れば、市が策定するので、別途検討委員会を立ち上げて作っていくこととなる。意見を伺う場として、差別解消・権利擁護部会が重要な場ととらえている。

- ・ 次回の協議会の議題として、条例について議題としていただきたい。アンケート結果をいただきたい。手続について、明文化したもので、どこが所掌するのか分かりやすくしていただきたい。市としてどの程度のものかという思惑があるのであれば示していただきたい。参考として、一言、条例の必要性の有無について発言していただきたい。

必要である(9人)

- ・ 子どものうちから、分かるものを。
- ・ 障害のある人もない人もという理念が伝わるものを。
- ・ 健常者にも知ってもらうとともに、障害者の義務も盛り込むべき。
- ・ 市としてどうあるべきかを記す。
- ・ 都の条例を超える義務が増えるが、分かりやすいものがよい。
- ・ 自分のまちの条例だからより分かりやすい。
- ・ 東京都民というより、青梅市民という方がしっくりくる。
- ・ 成功事例として。
- ・ 人としてあたりまえのことと考え、自立にもつながるから。

どちらともいえない(2人)

- ・ 分からない。
- ・ 何とも言えない。

7 その他

(1) その他

特になし

(2) 次回委員会の開催について

第3回青梅市障害者地域自立支援協議会

令和元年12月6日(金) 午後2時～午後4時

青梅市役所2階 205・206会議室

以 上